

平成25年度第3回労働者安全衛生対策部会で検討するとなった事項について

	議論の内容	進捗状況	参照資料
1	<p>○原子力規制庁 石田先生からもご指摘がありましたが、今揭示されているサーベイマップは十分ではありません。従来、発電所の定期検査では建屋の詳細なサーベイマップがありましたが、現在は1年前のデータも含めて揭示されているような状況ですので、現実には、適切なサーベイマップがない状態です。そういったものを事故前であれば、建屋だけでよかったのですが、現在は敷地内すべてが管理対象区域であり、様々作業が行われており、定期的にサーベイマップのデータを更新することが重要であります。また、現場のほうでもお願いしていますが、放射線管理員の負担を考えると、今の人員では無理とは思いますが、リソースを見直して、対応していただきたい。また、除染をするにしても、現状の線量の状況がわからないと対応できないので、作業員の方が、こういったところにどの程度の線量のものがあるということを知ることが重要です。また、工事元請けが作業前にサーベイをしておりますが、それは、自分たちが作業をする範囲だけで、通路などに手が回っているわけではありません。</p> <p>協力企業はそれぞれ線量測定を実施しているのですが、東京電力としてもやるべきです。石田先生のご指摘に対しても、もっと正面から対応してもらいたい。</p> <p>●東京電力 しっかりと対応していきます。</p>	<p>定期的なサーベイマップについては、広範囲のものですが、どのくらいのレベルであるかどうかの確認に用いられているところですが、個別の作業については、各作業の実施方に、適切な作業環境モニタリングの実施により、作業場所の作業環境の把握をお願いしているところですが、これらの測定結果については、当社としても、情報共有をお願いしており、必要に応じ、ほかの企業の方から問い合わせがあれば、共有できるように努めております。現場表示をできるだけ増やしていくなどの対応を協力企業の協力をいただきながら、改善を進めてまいります。</p>	--
2	<p>○石田委員 作業員の身体汚染のそもそもの原因は、全面マスクのフィッティングの問題で、最初に装着したときに、チェックが十分でなかったというのが一番の原因です。装備確認をする人を決めるのが重要です。装着した段階でお互いに問題がないかどうか、フィッティングを確認していればよかったと思います。汚染されたエリアに行く前の措置が大事だと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>●東京電力 現在も装備状況の相互確認については実施しているが今後も徹底して参ります。</p>	<p>放管連絡会にて各企業に再周知を行いました。</p>	--

平成25年度第3回労働者安全衛生対策部会で検討するとなった事項について

	議論の内容	進捗状況	参照資料
3	<p>○兼本委員 私も現場で経験しているが、暑いときに指示どおり装着しても曇ってしまう。そういった状況を東京電力として把握しているのでしょうか。実態は知っているのですか。休憩所まで移動するにも時間がかかる。今後もこういったことは起こります。教育だけでよいのでしょうか。</p> <p>●東京電力 基本的にマスクをしっかりと着用すれば曇ることはないと考えております。まずはマスクをしっかりと着用することになります。また、曇り止めについては、状況にもよるので、必ず曇り止めをなささいというものではありません。放射線管理員にもお願いして、実施しております。</p> <p>○兼本委員 ちゃんと装着しても曇ってしまう。現場は困っているということ把握すべきです。</p> <p>●東京電力 状況に応じて必要な対応を図っていきたいと思います。そういったことを少なくとも私は把握しておりません。曇り止めをするという形が、強制ではありませんので、実施については考えていきたいと思います。</p>	<p>マスク着用時にフィッティングを確認してもらうことを教育や連絡会の場で周知を図ることはもちろんのこと、必要であれば、曇り止めも使用できるよう現場に配備します。</p>	<p>--</p>
4	<p>○村山委員 追加で情報提供をお願いします。後日でもよいので、平均線量と最大線量が出ているが、概況なのでいいかもしれません。分布を知りたいです。県の会議なので、県民は何割かという情報も頂きたいです。去年は県民の割合は60%と聞きましたが、現在、協力企業の被ばく線量が増えてきています。また、東電社員、協力企業別に福島県民が占める割合を教えてください。</p> <p>●東京電力 次回準備をしてご説明させていただきます。今、資料がありませんので、これから準備したいと思います。</p>	<p>平成26年2月末現在の放射線業務従事者に占める福島県民の割合は約6割となっています。</p>	<p>--</p>

平成25年度第3回労働者安全衛生対策部会で検討するとなった事項について

	議論の内容	進捗状況	参照資料
5	<p>○宍戸委員 Jヴィレッジに医師がいないのが問題、Jヴィレッジのような拠点において医療相談などができることが重要と考えている。</p> <p>●東京電力 ご意見を踏まえて検討します。基本は、現場で汚染した場合、ホールボディカウンタでまず確認したいので、入退域管理施設の設備を充実したいと思います。また、Jヴィレッジの医療体制についても検討します。</p>	<p>平成25年6月以前は、発電所に入構する作業員の方の入退域管理をJヴィレッジで実施していたため、医療面での対応もJヴィレッジで実施しておりました。</p> <p>しかし、平成25年7月以降、入退域管理機能を発電所の入退域管理施設に移しており、あわせて医師の常駐も含め入退域管理施設内の救急医療室で対応しております。</p> <p>よって、作業時の傷病・体調不良は入退域管理施設内の救急医療室で一次対応が可能となっており、万一医療機関に搬送する場合も、地域医療機関との連携を図っております。</p> <p>なお、Jヴィレッジでは、メンタルヘルスに関する相談窓口を定期的に設けており、協力企業作業員や企業の担当者向けの相談体制を整えております。</p>	--
6	<p>○県原子力安全対策課長 作業による汚染について、昨年以來、ミス、トラブルが多発しています。作業に不慣れな方が大変多いと感じています。現場で、しっかり指導できる、そういった方の育成が非常に重要であると感じています。現場で具合が悪くなった人がいる場合、現場で指示が徹底されるようにしていただきたい。</p> <p>●東京電力 放管連絡会などを通じて、企業とのミス、トラブルなどの情報共有を行い、再発防止に努めています。今後も必要な情報発信を行い、同じようなミスやトラブルを発生させないよう企業と連携をとって参ります。企業と連携をとり再発当社からの情報発信、単純に再発防止対策だけで終わらせるものではなくて、企業と連携をとって、上の人から、作業助言ができるようにしたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放管連絡会などを通じて、企業とのミス、トラブルなどの情報共有を行い、再発防止に努めています。また、放射線防護教育の中で放射線管理上の不適切事項の事例についても紹介し、作業員への注意を促しています。 ・現場で体調不良者が発生した場合は、救急医療室への連絡及び搬送について周知を行っております。 	--

平成25年度第3回労働者安全衛生対策部会で検討するとなった事項について

	議論の内容	進捗状況	参照資料
7	<p>○県原子力安全対策課長 作業員の人員確保、被ばく線量、処遇の改善、作業環境の改善が非常に重要です。労働条件の明示が非常に重要です。次回アンケート結果では、効果が見えるようにお願いします。</p> <p>○兼本委員 理解度が増え、相談件数が少し減っているとありますが、マスコミに取り上げられたのが1年程前であり、関心度が薄れているというものもあります。労働条件、会社のほうには、明示したというエビデンスがあるでしょうし、改善されたとわかるデータを集めてほしい。無回答が増えているというのは、関心が薄れているということだと思います。</p> <p>●東京電力 定量的に出すように改善していきたいと思います。</p>	<p>労働条件の明示に関しては、福島第一原子力発電所で作業に従事していただいている全ての作業員の方に対しての賃金内容の説明と完了報告を平成25年5月28日に当社社長より元請企業各社へ要請させていただきます。</p> <p>要請内容を踏まえ、元請企業より下請企業830社の作業員3952人のうち、3952人について要請への対応が完了した報告を受けておりましたが、平成25年10月～11月に実施した作業員へのアンケート結果では、あまり改善が認められませんでした。</p> <p>このため、アンケート結果を踏まえ、平成25年12月20日に資材部長より、元請各社に対し、賃金等の労働条件の書面による説明の徹底について、あらためて要請すると共に、その浸透施策の実施状況等について報告を求めています。</p> <p>元請企業からは、賃金等の労働条件の書面による明示を末次の下請企業にまで義務として浸透させ、これを確認するための施策の取組状況について報告を受けており、安全推進協議会に登録されている元請企業32社の内、20社が労働条件通知書の写しの提出や労働条件の書面での明示確認を採用・入所時の必須要件としてに組み入れる等強制力をもってチェックできる体制を構築していると回答を得ているところです。その一方で、アンケートに改善効果が表れていない要因として、○設問内容が大雑把で分かりにくい（問われている内容が分かりにくい）、○作業員が入所時に説明を受けたことを忘れていないのか、といった回答等を頂いております。</p> <p>元請企業から頂いた回答を踏まえ、作業員の皆さまが回答しやすい設問に見直すと共に、今後も協力企業のご協力を得ながら改善に努めて参りたいと思います。</p> <p>また、上記に加え、厚生労働省様・福島労働局様のご支援も得て、適正な労働条件確保のための講習会を継続して開催して参ります。</p> <p>今後も定量的なデータの把握に努めて参ります。</p>	<p>—</p>

平成25年度第3回労働者安全衛生対策部会で検討するとなった事項について

	議論の内容	進捗状況	参照資料
8	<p>○石田委員 アンケートの結果を公表していただきましたが、情報の共有は難しい、第一原発サイトには東電以外にも、いろいろな会社があり、階層化されています。多様な人が一緒に働いています。先ほどから説明されている偽装請負についても人によって受け取り方が異なる。安全関係の施策についても、現場の最先端で働いている作業員まで行き届いていますか。安全に係る大事な情報をどのように共有化しているか、また、共有化されているか、具体的な事例について、今日でなくてもいいが、安全確保の事例について、次回にでも紹介していただきたい。</p> <p>●東京電力 難しいですが、廃炉に向けて、情報を末端まで伝えたいと思います。新しく入ってきた方については、たとえば初心者マークをつけるなど、施策を進めていきたいと思います。</p>	<p>福島第一原子力発電所では、毎週元請け各社を集め、安全に関する相互協力のための連絡及び協議、並びに情報共有を行い、災害の発生防止、放射線管理、防火管理等に万全を期すため、安全推進協議会を開催しております。具体的には、各工事の作業工程、各作業の実施に伴う通行や立入等の規制、災害発生事例の紹介、その他必要な連絡事項の周知と構内への改善事項等について意見交換を実施しております。</p> <p>更に、構内の企業からも閲覧が可能なイントラネットにおいて、上記協議会の内容も含め情報を発信しており、構内で働く作業員の方々に情報が行き渡るよう努めております。</p> <p>また、災害が発生した場合は、元請企業へのメールを送付し速やかな情報共有に努めております。</p> <p>今後も情報共有に努めてまいります。</p>	--
9	<p>○長谷川委員 新聞報道等で、敷地境界の線量が年1 mSvを超え、8 mSvとなっていますが、国からも年次計画を立てて下げなさいという指示が出ています。作業員が付けている線量率計は、X線を測れるものであったのか。また、労働者に有意な被ばく線量がなかったのですか。作業の場所・内容により、解析して報告していただいたほうがよいのではないですか。</p> <p>●東京電力 実態を確認して回答します。</p>	<p>作業員が着用している線量計はX線も測定する事ができます。制動X線の発生源となっている汚染水貯蔵タンクエリア作業員の被ばく線量が他のエリア作業員の被ばく線量と比較して高くなるような結果は出ていません。今後も被ばく線量の低減に努めてまいります。</p>	--

平成25年度第3回労働者安全衛生対策部会で検討するとなった事項について

	議論の内容	進捗状況	参照資料
10	<p>○岡嶋委員 資料1-1のデータですが、月平均線量がH25の3月や10月もピークになっていますが、いったいどういう理由で増えたのでしょうか。そういう原因の究明をしているのでしょうか。また、平均はなだらかでも、最大線量が高い人がいます。特定の人を受けたのか、そういった分析をしていただきたい。 また、全体のトレンドとして、下がってはいると思いますが、最後のスライドで、最大線量を下げることが、一つの大きなポイントです。下げるための、作業・人数の見直し等の取り組みを、いったいどのように考えているのか。そのあたりも報告していただきたい。 ●東京電力 2点について、整理したいと思います。</p>	<p>・平成25年3月に平均線量が上昇した理由は、年度末で駆け込み作業^{※1}が増えた事によるものと考えています。また、平成25年8月以降平均線量が上昇した理由は、夏以降作業^{※2}が本格化したこと、および夏期対策終了後に作業時間が増加した事によります。 ※1：1～3号機原子炉注水点補強工事、3号機 T/B内H/W移送ライン洗浄業務委託など ※2：汚染水対策工事（トレンチ内高濃度汚染水浄化、水ガラスによる汚染エリアの地盤改良）、原子炉建屋内作業（4号機燃料移動及び地盤改良）など</p> <p>・特定の人が毎月15mSv～20mSv受けている訳ではありません。また、作業単位での線量低減対策により最大線量を下げる事により、平成25年度は特定高線量作業者を含め年間50mSv以内に管理されています。</p>	<p>—</p>
11	<p>○原子力規制庁 3点あります、一つは、資源エネルギー庁から、管理しているのは50mSvか20mSvかという話がありましたが、事業者としても管理は必要ですので、確認をしていただければと思います。 また、顔面汚染ということで、しっかり装着すれば曇らない。そもそも曇り止めが必要なら、事業者が全面マスクにあらかじめ塗って置けばよいのでは。本当に必要なかどうか検討した上で対応して下さい。 やはり、作業員の使い捨てというご批判もあります。関連企業の責任者の方のお話しでも、熟練作業員の被ばく線量が高くなり長く働けなくなってきたと聞いています廃炉作業は、30～40年続くわけなので、ベテランの作業員の確保が安全な作業につながります。そういった方に長く働いてもらうために、作業環境を改善し、半面マスク、防塵マスクで働けるよう、負担を軽減することが重要ではないでしょうか。線量を下げれば、一日の労働時間を増やせます。今見ていると、短い人で2時間程度、長い人で3、4時間程度。廃炉作業をスピーディーに進めるためには、作業環境の改善に前向きに積極的に改善に取り組むべきです。 ●東京電力 検討して参ります。</p>	<p>○被ばく線量の管理 事業者は、東京電力の放射線管理仕様書に基づき放射線管理基本計画書を作成し、その中で線量限度（年20mSv or 年50mSv）を決め、それを逸脱しないように管理を行っています。また、東京電力は放射線管理基本計画書に定める線量限度に応じて決めている確認線量（18mSv/年 or 35mSv/年）を超える場合は、事業者に線量管理計画を提出させ内容の確認を行っています。</p> <p>○マスクの曇り止め対策 マスク着用時にフィッティングを確認してもらうことを教育や連絡会の場で周知を図ることはもちろんのこと、必要であれば、曇り止めも使用できるよう現場に配備します。</p> <p>○負荷軽減対策 全面マスク省略エリアについては、1～4号機周辺、タンクエリアを除き構内の全域で全面マスクを省略し防塵マスクで作業が可能となっています。今後は汚染水の処理の進捗と合わせて計画的にタンクエリアをマスク省略エリアに拡張していく予定です。</p>	<p>—</p>